

各指定介護予防サービス事業者 管理者 様

平成30年4月1日付けで指定介護予防事業所の指定（更新を含む）を受けた事業者につきましては、令和6年3月31日をもって一斉に指定の有効期間の満了を迎えることとなります。

指定更新申請の受付は、原則として満了日の2ヶ月前からとなっておりますが、令和6年3月31日をもって満了日を迎える事業所が多数となっており、指定に当たって円滑かつ効率的な事務処理を行うため、下記のとおり前倒しして受付期間を設定し申請書の受付を行う予定です。

つきましては、下記により申請書を提出してください。

なお、このメールは令和6年3月31日をもって満了日を迎える事業所以外の事業所にも送信しています。

#### 記

- (1)受付方法 更新申請書を郵送、電子申請システム入力又は持参で県福祉指導課へ提出
- (2)受付期間 令和5年11月10日（金）から11月27日（月）  
できる限り上記期間に提出をお願いします。遅れる場合は、下記担当まで連絡をお願いします。
- (3)その他 申請の重複を避けるため、令和6年3月31日に指定の有効期間の満了を迎える介護予防サービス事業所が、同日に指定の有効期間の満了を迎える居宅サービス事業所や介護保険施設を併設している場合は、当該サービスについても同時に申請を受け付けることとします。  
自らの事業所・施設が該当するか否かわからない場合は、各地区担当にご確認ください。  
なお、指定申請書に添付する勤務体制一覧表は、10月のものを添付するようにしてください。

担当：静岡県健康福祉部福祉長寿局福祉指導課

（東 部 地 区）介護指導第1班 054-221-2409、3282、3243、

（中・西部地区）介護指導第2班 054-221-3256、2529、2531

メールアドレス（共通） fukushishidou@pref.shizuoka.lg.jp